

「指定ごみ処理券（シール）方式」Q&A

原材料の高騰や供給不足に備え、ごみ収集を滞らせないための安心対策（セーフティネット）として導入します。

市民の皆様へ「3つのポイント」

✓ ① 今お持ちの「指定ごみ袋」もそのまま使えます。

当面の間は「これまでの指定袋」と「市販袋+シール」のどちらでもごみを出せます。

✓ ② シールが使えるのは「もやすごみ」だけです。

資源ごみ・不燃ごみ・危険ごみなどは、従来通りの指定袋をご使用ください。

✓ ③ ごみ出しにかかるお金は変わりません。

「市販袋代+シール代（20円）」＝「従来の指定袋代（1枚30円程度）」となるよう設定しています。

1. 制度の目的と背景

Q なぜ新しい「シール方式」を導入するのですか？

A 指定ごみ袋がお店で品切れになった場合でも、市民の皆様が安心してごみを出せる仕組み（セーフティネット）を作るためです。シールは袋に比べて安定して製造共有できるためです。

Q これまでの「指定ごみ袋」は使えなくなりますか？

A いいえ、これまで通りお使いいただけます。当面の間は「指定ごみ袋」と「市販袋+シール」のどちらでも出せる『併用期間』となります。

Q この制度はいつまで続きますか？

A 現時点では未定です。社会情勢の変化を見ながら、市民の皆様にとってより良い方法を検討してまいります。

※ あえて「シール」を貼っていただく理由

市販袋をそのまま認めずシールを貼っていただくのは、ごみ分別のルールを守り、安全に収集・運搬を行うことや指定袋で処理費用をご負担いただいている皆様との「公平性」を保つためです。ご理解とご協力をお願いいたします。

2. シールの価格と取扱店舗

Q シールの価格と買い方を教えてください。

A 1冊10枚入りで200円（税込）です（1枚あたり20円）。※お店でのばら売り（1枚単位の販売）は行っていません。

Q なぜシール1枚20円なのですか？（価格の根拠）

A 市民の皆様が市販袋を購入する代金とシール代（20円）を合わせた「合計費用」が、現在の指定ごみ袋（30円程度）と同じくらいになるよう設定しています。

シール取扱店舗一覧

地域	取扱店舗名
佐敷地域	ザ・ビック佐敷店、丸大佐敷店、かねひで佐敷店、ダイレックス佐敷店
知念地域	南城市地域物産館
玉城地域	Aコープ玉城店
大里地域	イオン南城大里店、サンエーV21嶺井入口店、Aコープアトール店
市外	サンエー八重瀬シティ、サンエー板良敷店

3. ごみの出し方・袋のルール

⚠ シールが使えるごみは「もやすごみ」だけです！

※もやせないごみ、資源ごみ、有害・危険ごみにはシールを貼れません。

従来通りの「指定ごみ袋」でお出してください。（資源ごみ除く）

袋の条件 と 出し方のステップ

使える市販袋のルール

- ・透明または半透明で中身が見えるポリ袋
- ・大きさ：20L以上～50L以下
- ・重さ：1袋10kg未満

✕ 使えない袋：黒い袋・色つき袋・レジ袋（中身が見えないものは回収不可）

出し方の3ステップ

1. 市販袋に「もやすごみ」を入れます（10kg未満）。
2. 袋1枚につきシール1枚を、見えやすい位置にしっかりと貼ります。
3. 収集日の朝8時まで、決められた門前（自宅前等）にお出してください。

4. トラブルシューティング（困ったときは）

Q 袋が破れてしまったらどうすればいいですか？

A シール部分をハサミ等で切り取り、新しい袋に貼り直してください。はがれないようテープでしっかり補強して出していいただければ有効です。

Q ごみが回収されずに残っていたらどうすればいいですか？

A 「未回収ステッカー」が貼付けられます。下記内容に当てはまらないかを確認して直したあと、次の収集日にお出しく下さい。

🔍 ごみが取り残される主な理由

理由の区分	具体的な原因・内容
シールの不備	シールが貼られていない／コピー・複製したもの／使い回しのシール
袋の不備	中身が見えない袋（黒袋・色付き袋）／サイズ違い（20L 未満、50L 超）
出し方の不備	重量超過（10kg 以上）／「もやすごみ」以外が混ざっている（分別不備）

5. お問い合わせ先

制度やごみの出し方についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【担当部署】 南城市役所 生活環境課

【電話番号】 098-917-5318

【最新情報】 南城市公式ホームページ及び広報誌でもご確認いただけます。

